

骨 子 案

第4次西脇市男女共同参画基本プラン
第3次西脇市配偶者等暴力（DV）対策基本計画
西脇市困難な問題を抱える女性への支援計画

2026年5月28日

【 担 当 】
西脇市 まちづくり部男女共同参画センター
福祉部はぴいくサポートセンター

第3次西脇市男女共同参画基本プラン
第2次西脇市配偶者等暴力（DV）対策基本計画 } 令和8年度で終了

➡ 令和9年度～5年間の計画を策定

西脇市困難な問題を抱える女性への支援計画 ➡ 新たに策定

骨子案

第4次西脇市男女共同参画基本プラン
第3次西脇市配偶者等暴力（DV）対策基本計画
西脇市困難な問題を抱える女性への支援計画

➡ 3つの計画を1つの冊子にまとめます。



構成…

- I 総論
- II 第4次西脇市男女共同参画基本プラン
- III 第3次西脇市配偶者等暴力（DV）対策基本計画
- IV 西脇市困難な問題を抱える女性への支援計画



I 総論

第1章 計画の策定に当たって

- 1 策定の趣旨
男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付け（基本法）
- 2 計画の位置付けと期間
【位置付け】
 - ・各法にもとづく市町村の計画
【期間】
 - ・2027(令和9)年度～2031(令和13)年度（5箇年の計画期間）



I 総論

第2章 現状と課題

1 国・県の動向

- ・2026（令和8）年3月 第6次男女共同参画基本計画策定
- ・2026（令和8）年3月 ひょうご男女いきいきプラン2030
（第5次兵庫県男女共同参画計画）策定

2 西脇市の男女共同参画の取組状況と課題

夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである

➡ 反対する市民の割合は伸びている。 **しかし…**

結婚・出産・介護を機に仕事を辞めたことはありますか？

➡ 辞めた人 女性55.9%、男性 3.6%

考えと現実では大きな違いがある！！

04

基本目標Ⅰ 人権尊重と男女共同参画の視点に立った社会づくり

目標項目	基準値 2020 (R2)年度	2025 (R7)年度	達成目標 2026 (R8)年度
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する市民の割合	男女アンケート 76.6%	男女アンケート 79.1%	83%
「LGBT等の性的マイノリティ（性的少数者）」を「内容も知っている」とする人の割合	-	38.5%	60%
市民向け男女共同参画啓発講座の開催回数	2回	3回	5回
女性に対する暴力根絶に関する講座等の開催回数	2回	1回	3回

05



基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会の実現と男性の家庭生活への参画促進

目標項目	基準値 2020 (R 2)年度	2025 (R 7)年度	達成目標 2026 (R 8)年度
「仕事と自分の生活の両立ができている」とする市民の割合	76.5%	82.3%	79%
育児休業を取得したと回答する保護者（①母親、②父親）の割合	①39.0% ② 3.4%	①58.0% ②13.7%	①50% ② 5%
女性活躍企業表彰受賞等受賞企業数	1 社	累計9社 (1 社)	R 8年度 までの累計 3 社
女性の就労や起業に関するセミナー・個別相談の参加人数（オンライン参加含）	196人	200人	250人
男性の家事・育児参画促進事業の参加人数（オンライン参加含）	205人	87人	260人

06



基本目標Ⅲ 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進

目標項目	基準値 2020 (R 2)年度	2025 (R 7)年度	達成目標 2026 (R 8)年度
審議会等における女性委員の登用率	28.9%	調査中	40～60%
市役所における女性管理職の割合（市役所全体）	27.5%	31.0%	30%
市役所における制度が利用可能な男性職員の ①配偶者出産休暇取得割合 ②育児参加のための休暇の取得割合	①53.3% ② 7.0%	6 月公表	①80% ②30%

07



基本目標Ⅳ 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

目標項目	基準値 2020 (R 2)年度	2025 (R 7)年度	達成目標 2026 (R 8)年度
デートDV防止、アンガーマネジメント出張授業実施校数（市内学校）	1校	2校	5校
DVの被害を受けたが誰にも相談しなかった（できなかった）人の割合（5年毎）	32.6%	33.1%	25%



08



Ⅱ 第4次西脇市男女共同参画基本プラン

第1章 プランの考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標

第2章 基本計画

第3章 計画の推進

- 1 推進のための役割
- 2 推進体制
- 3 計画の進行管理
- 4 推進のための数値目標



09



第1章 プランの考え方

1 基本理念

～ 一人ひとりの人権と個性が尊重され、
男女がともに輝く社会 ～

2 基本目標

➡ 令和8年3月策定の国・県の計画に沿って、見直し

目標1	人権尊重と男女共同参画社会の視点に立った意識改革
目標2	男女がともに活躍できる環境づくり
目標3	安全・安心に暮らせる社会の実現

10



第2章 基本計画

【基本目標1】

人権尊重と男女共同参画社会の視点に立った意識改革

【目指す姿】

アンコンシャス・バイアスを解消し、性別に関わらず誰もが自分らしく生きられる社会

- ① アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）と性別役割分担意識の解消と啓発
- ② 次世代を担う若者への教育・啓発

11



第2章 基本計画

【基本目標2】

男女がともに活躍できる環境づくり

【目指す姿】

女性が能力を発揮できる環境や、男女がともに自らが望む生き方と働き方を選択できる状態

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画推進
- ② 誰もが働きやすく働きがいのある職場づくり
- ③ 女性の活躍機会の拡大・支援



第2章 基本計画

【基本目標3】

安全・安心に暮らせる社会の実現

【目指す姿】

暴力や差別がなく、心身ともに健康に暮らせる社会

- ① 安全・安心な暮らしのための環境づくり
- ② あらゆる暴力の根絶
- ③ ライフステージに応じた健康増進





第3章 計画の推進

1 推進のための役割

- ・行政、市民、事業者、地域がそれぞれの役割を果たし、連携・協働して計画を推進

2 推進体制

- ・外部評価体制（西脇市男女共同参画審議会）

3 計画の進行管理

- ・プランの実施状況を西脇市男女共同参画審議会に報告

4 推進のための数値目標

- ・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する市民の割合
- ・審議会等委員への女性登用率
- ・市役所における男性職員の育休取得割合
- ・ミモザ企業等認定数
- ・デートDV防止、アンガーマネジメント出張授業実施校数 など



Ⅲ 第3次西脇市配偶者等暴力（DV）対策基本計画

第1章 計画の考え方

- 1 施策の基本的方向
- 2 配偶者等からの暴力に関する課題
- 3 施策の体系

第2章 施策の展開

- 1 啓発・教育の推進
- 2 相談支援体制の充実
- 3 緊急時の安全確保
- 4 自立に向けた支援体制の整備
- 5 関係機関との連携・協働

第3章 計画の推進

- 1 推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 推進のための数値目標





第1章 計画の考え方

1 施策の基本的方向

**予防・啓発、早期発見、相談、保護、自立支援を
「本人中心」の視点で、一体的に推進**

- ・「暴力のない社会」と「被害者の立場に立った切れ目ない支援」の実現
- ・法改正への対応と多機関連携
- ・児童虐待防止との連動

<配偶者暴力防止法の改正>
改正のポイントは、被害者を孤立させないための支援強化が大きな方向性。市町村は、安全確保から生活再建までをつなぐ中核的な役割が示された。

●主な改正内容●

保護命令の拡大：重篤な精神的暴力（自由、名誉、財産への脅迫等）も接近禁止命令の対象
命令期間の伸長：接近禁止命令等の有効期間が6か月から「1年」に延長
子どもへの対応：加害者から子どもへの電話や、同居する子に対する接近禁止命令が新設
保護命令の厳罰化：「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」から「2年以下の懲役又は200万円以下の罰金」へ引き上げ

●市町村の役割●

相談・支援体制整備：被害者が相談しやすい窓口を明確化し、関係機関へ速やかにつなぐ
安全確保の支援：緊急時の避難、一時保護、住所秘匿など、被害者の安全を守る支援を実施
生活再建支援：住居、生活保護、子育て、就労など、生活の立て直しに必要な支援へ接続
関係機関との連携強化：警察、福祉、医療、学校、民間支援団体と連携し、切れ目なく支援
ケース会議や情報共有の仕組み
住民への周知・啓発：DVの早期発見と相談先の周知

16



第1章 計画の考え方

2 配偶者等からの暴力に関する課題

被害者の33.1%がどこにも相談していないという潜在化の実態、若年層のデートDV、暴力を目撃した子ども（同伴児童）への心理的影響への対応が急務

- 相談の潜在化と自己責任感の壁（西脇市の意識調査では、DV被害経験者の33.1%が「どこにも相談していない」と回答。相談しない理由は「相談するほどのことではない（46.7%）」や「自分にも悪いところがある（33.3%）」といった過小評価や自責の念が障壁。一方で、男性は「どこにも相談しない」が45.2%と女性（27.7%）より17.6ポイント多い。）
- 多様化する暴力への対応（身体的暴力だけでなく、精神的、経済的、性的、SNS等を利用した暴力への対応）
- 若年層におけるデートDVへの対応
- 男性被害者の相談の潜在化への対応

3 施策の体系

1. 啓発・教育の推進
2. 相談・早期発見体制の充実
3. 緊急時の安全確保
4. 自立支援の推進
5. 関係機関連携の強化

17



第2章 施策の展開

1 啓発・教育の推進

インターネット等を活用した広報の充実、精神的暴力の認知、保護命令制度の拡大等
改正DV防止法の周知を徹底

- ・次世代への教育（デートDV防止）
- ・改正法の周知と社会的な雰囲気醸成
- ・性別を問わない意識啓発

2 相談・早期発見体制の充実

「配偶者暴力相談支援センター」を拠点とした専門的支援や、SNSを活用した相談体制を強化

- ★西脇市配偶者暴力相談支援センターの機能強化
- ・専門性の向上
- ★多様な相談媒体の確保

3 緊急時の安全確保

兵庫県立女性家庭センター・警察・医療機関等との密接な協力により、被害者の安全を迅速に確保

- ・迅速な保護体制の整備
- ・被害者情報の徹底管理

18



第2章 施策の展開

4 自立に向けた支援体制の整備

市営住宅の優先入居や弁護士による法的支援、就労支援メニューの提供生活基盤の確保

- ・心身のケアの充実
- ・同伴児童への学習・生活支援

5 関係機関との連携・協働

「支援調整会議」を活用した個別ケースの検討や、県や他市町との広域的な連携を強化

- ★支援調整会議の設置・運営
- ・広域連携の推進

第3章 計画の推進

1 推進体制 2 計画の進行管理

3 推進のための数値目標（相談窓口の認知度、被害を相談した人の割合等）

19



IV 西脇市困難な問題を抱える女性への支援計画

第1章 計画の考え方

- 1 施策の基本的方向
- 2 困難な問題を抱える女性への支援を巡る課題
- 3 施策の体系

第2章 施策の展開

- 1 啓発・教育の推進
- 2 相談体制の充実
- 3 支援体制の整備
- 4 安全確保
- 5 関係機関との連携・協働

第3章 計画の推進

- 1 推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 推進のための数値目標



「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」とは 2024年4月施行
様々な困難を抱える女性に対して、切れ目のない支援を行うための枠組みを整えることを目的として制定

●制定の背景●

女性の困難が複合化・深刻化
DV、性暴力、貧困、家族関係の断絶、住まいの不安定さ、ひとり親問題などが重なりやすい。

従来の支援制度では対応しきれないケースの存在
相談先が分かれており、支援が繋がらないことがあった。

売春防止法に基づく「保護・更生」中心の考え方では不十分だったこと
女性を一律に保護の対象として捉えるのではなく、本人の意思や尊厳を尊重した支援が必要とされた。

支援の対象がより広く必要とされたこと
DV被害者だけでなく、孤立、貧困、虐待経験、精神的困難などを抱える女性も対象に含める必要があった。

●市町村の役割●

- 1 **本人中心・尊厳の尊重**
女性の意思や尊厳の尊重、本人の希望を丁寧に聞く相談しやすい、安心できる対応
- 2 **困難の早期把握と適切な相談支援**
DV、貧困、家族関係等の困難を早期に把握福祉制度や支援機関へ適切に案内・連携、断らない相談支援
- 3 **包括的・継続的支援**
生活再建まで切れ目なく総合的に支援、必要に応じて長期的な見守り
- 4 **関係機関・民間団体との連携**
県女性相談支援センター、警察、NPO等と連携、地域の支援資源の把握
- 5 **地域の実情に応じた体制整備**
相談窓口、支援担当者、庁内連携体制の構築、会議の設置支援に関わる職員の理解促進と研修

計画策定は、市町村の努力義務

従来の「保護」中心の支援から、
女性の尊厳と自己決定を重視し、
複合的な困難に切れ目なく対応す
るために制定された法律





第1章 計画の考え方

1 施策の基本的方向

生活困窮、家族関係の破綻等生活困窮、家族関係の破綻等、支援を必要とする女性が抱える課題が複雑化、多様化、複合化しており、女性の意思を尊重しつつ、最適な支援が提供できる体制を構築

- ・「福祉・権利擁護・エンパワメント」への転換:女性の福祉の増進と人権の尊重、男女平等の実現を目的とする新たな支援体系へと転換
- ・「本人中心」の包括的支援:相談者の意思を尊重し、「最適な支援」を発見から相談、心身の健康回復、自立まで切れ目なく提供
- ・官民協働による重層的なセーフティネット:行政機関と民間団体が協働し、制度の狭間にある課題に柔軟に対応できる体制の構築

22



第1章 計画の考え方

2 困難な問題を抱える女性への支援を巡る課題

貧困や性被害、孤独・孤立などの複合的な困難に対し、公的窓口を知らない現状の改善が必要

- 相談窓口の認知不足と情報の断絶:困難な女性を支援する公的窓口を市民の57.4%が「知らない」と回答しており、必要な支援情報が届いていないことが大きな課題
- 困難の複雑化・複合化:周囲に困難な女性が「いた」と回答した市民（10.9%）の悩みは、「経済的なこと（48.7%）」、「親族の問題（41.0%）」、「子どもの問題（34.6%）」と多岐にわたり、複合化
- 潜在的なニーズの掘り起こし:「助けて」と言いづらい状況にある女性や、孤立しがちな若年層に対し、SNSの活用やアウトリーチ（能動的働きかけ）による早期把握が必要

3 施策の体系

1. 啓発・教育の推進
2. 相談体制の充実
3. 支援体制の整備
4. 安全確保
5. 関係機関との連携・協働

23



第2章 施策の展開

1 啓発・教育の推進

女性の人権を尊重し、女性に対する暴力根絶等についての教育・啓発、広報を実施

- ・インターネット等を活用した広報の充実
- ・次世代への教育（デートDV防止・各種ハラスメント防止に向けた意識啓発）

2 相談体制の充実

SNS相談の活用、アウトリーチ活動を通じて、支援が必要な女性を早期に把握

- ・多様なアプローチ（アウトリーチ支援）
- ・寄り添い型の相談支援

3 支援体制の整備

生活困窮者自立支援制度との連動や、心理的・医学的な中長期ケア、自立後のアフターケアを実施

- ・経済的・社会的自立の推進
- ・アフターケアの徹底

24



第2章 施策の展開

4 安全確保

緊急時の「安心・安全な居場所」の提供、自立に向けた生活習慣を整えるための住居の確保

- ・安心・安全な居場所と一時保護
- ・住居の確保

5 関係機関との連携・協働

支援調整会議の設置等により、重層的なセーフティネットの構築

- ★支援調整会議の設置・運営
- ・関係機関、民間支援団体等との連携・協働

第3章 計画の推進

1 推進体制 2 計画の進行管理

3 推進のための数値目標（相談窓口の認知度、相談件数等）

25